

鹿児島市立本城小学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2 いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団から無視される。
- ・ 遊んでいるふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、盗まれたりする。
- ・ 持ち物を壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・ 危険なことをさせられる。
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめに対する基本認識

- ・ いじめは、人として許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校・学級でも起こりうる。
- ・ すべての児童が、いじめの加害者や被害者になる可能性がある。
- ・ いじめの方法・手段は、放置したり、気付かなかつたりすることで執拗かつ陰湿化していく。
- ・ いじめにおいて、「観衆」（いじめを面白がって見たり、はやしたてたりする行為）や「傍観者」（いじめや観衆の様子を見て見ぬふりをする行為）も加害行動として受け止める。

4 いじめ防止のための基本的姿勢

- ① いじめを許さない、見逃さない学校・学級の雰囲気づくりに努める。（いじめに関する校内研修の実施）
- ② 学校・学級内において、児童一人一人が認められ、大切にされた教育活動を推進する。
- ③ 全校体制による生徒指導を推進し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- ④ 児童一人一人の小さな変化に気付く感覚や児童及び保護者からの相談等を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑤ 他者を思いやる心や命を大切にすることを育む道徳教育や学級指導等の工夫・充実を図る。
- ⑥ 児童及び教職員の人権尊重に対する一層の意識・態度の向上を図る。
- ⑦ 必要に応じて関係機関等も活用しながら当該児童の安全を保障し、早期解決のために最善を尽くす。
- ⑧ 特に、配慮が必要な児童には、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対す得る必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- ⑨ いじめ予防と解決に当たっては、学校・保護者・地域の連携を密にし、十分な意思疎通と共通理解のもとに同じ歩調で問題に対応できるようにする。
- ⑩ インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

5 いじめが発覚した場合の具体的な対応

【情報収集内容】

- いつ（いつから）
- どこで
- 誰が（被害者・加害者）
- 何をした、された（している、されている）

【正確な情報収集の在り方】

- 当事者だけでなく、関係児童や周囲の児童からも聞き取りを行い、記録をとっておく。
- 必ず個別に聞き取りを行う。
- 全職員で情報を共有し合い、事実の相違が無いように正確に実態を把握する。
- ひとつの情報だけにとらわれて判断せず、いじめの全体像を正確に把握する。

【情報収集の際の留意点】

- いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く際は、他の児童の目に触れないよう場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- 事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 必要に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童のことを配慮し、登下校時や休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。



【いじめられた児童への対応】

- ① いかなる理由があっても、いじめられた児童の味方になることを表明する。
- ② いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感する。
- ③ 自己肯定感を無くしたり、人間不信に陥ったりしないよう、児童の頑張りやよさを認めて励ます。
- ④ 児童の表面的な変化から解決したと安易に判断せず、経過を見守りながら支援を継続していく。

【いじめた児童への対応】

- ① 嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ② 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ③ 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。
- ④ いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ⑤ いじめに至った心情を振り返らせながら、今後の言動について考えさせる。
- ⑥ 生活ノートや教育相談等による経過確認を通して、児童の成長を支援していく。

【観衆、傍観者への対応】

- ① いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ② いじめ問題に教児一体となって本気で取り組む姿勢の重要性に気づかせる。
- ③ いじめに関する教師への相談等を「チクリ」などと考えず、辛い立場にある人の人権と命を守る行為であることを伝える。
- ④ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、加害者に等しいことを受けとめさせる。
- ⑤ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせ、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ⑥ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【いじめられた児童の保護者への対応】

- ① 安易に「自分の学級にはいじめはない」などと話したり、「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしたりしないよう十分配慮して対応する。
- ② 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ③ 学校として、必ず被害児童を守り支援していくことを伝え、今後の対応の在り方について具体的に示す。
- ④ 指導経過をこまめに伝えるとともに、家庭での児童の様子等について情報提供を受け指導に生かす。
- ⑤ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑥ 電話だけで簡単に対応することがないように必要に応じて家庭訪問を行う。

【いじめた児童の保護者への対応】

- ① 被害児童の状況も含めていじめの態様を正確に伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ② 指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ③ 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、ひとり一人の児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ④ 事実を認めなかったり、「自分の子どもは首謀者ではない」などと言ったりして、学校の対応を批判する保護者に対しては、改めて事実確認を行うとともに学校としての方針や信念を示し理解を求める。
- ⑤ 保護者を非難したり、子育ての在り方等を批判したりすることがないように十分留意する。

【関係機関との連携】

- ① いじめの概要及び指導経過はもちろんのこと、被害・加害児童及び保護者の状況について教育委員会へその都度報告し、必要に応じて指導をあおぐ。
- ② 校区民生委員との連携を図り、校区全体で児童を見守ってもらうよう協力を依頼する。
- ③ 必要に応じて市教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員の派遣を要請し、児童及び保護者の心のケアに努める。

6 重大事態が発生した場合の具体的な対応

【重大事態の意味】（法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。
 - ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◆ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◆ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

【調査の基本方針】

- 重大事態が発生した場合には、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。
- 通常のいじめ対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、市教育委員会の指導のもと事実関係を正確に把握する。

《重大事態緊急対策委員会》

1 構成員

校長，教頭，教諭，生徒指導担当，養護教諭，市職代表，学校評議員，民生委員

2 主な役割

- 校長：全体総括及び指導
- 教頭：外部関係機関（市教委，警察，PTA等）との連携
- 担任及び生徒指導担当：関係児童からの聞き取りや状況確認及び保護者との連携
- 他教諭及び市職代表：対象児童の日常生活における生活態度，交友関係の把握
- 養護教諭：関係児童及び保護者の心のケア
- 学校評議員，民生委員：重大事態対応の在り方への助言，関係児童及び保護者への支援

【調査方法】

- ① 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ② 教育委員会の指導のもと，被害児童及びその保護者のプライバシーを充分配慮しながら事実関係を正確に把握したり，情報提供をしたりする。
- ③ 被害児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については，関係児童の個人情報や心情に配慮して慎重に判断する。
- ④ 「被害児童を絶対守る」ことを第一に教育委員会との連携を密接にして対応にあたる。
- ⑤ 加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど，関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ⑥ いじめを原因として，被害児童が教室に入れない場合は，早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。
- ⑦ いじめを原因として，被害児童が登校できない状態が続く場合は，適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑧ 関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に，被害児童の保護者に対しては，対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに，それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する。
- ⑨ 加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに，被害児童の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努める。
- ⑩ 報道機関には，市教育委員会との連携をとり，教頭が窓口となって対応する。このとき，学校の正常な教育活動に支障が生じないことを最優先し，「プライバシー」や「事実に基づき正確で一貫した情報提供」に配慮する。

7 各連携機関（連絡先）

	関係機関	連絡先
1	鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
2	吉田駐在所	294-2140
3	市こども福祉課	216-1260
4	県総合教育センター教育相談課	294-2788
5	県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869

8 その他

- 「いじめ防止基本方針」は，学校ホームページで公表し周知を図るとともに，いじめ防止に向けての理解と協力を得る。
- 「いじめ防止基本方針」は，毎学期全職員で点検・見直しを行い，より適切な措置をとることができるよう努める。

学校教育目標

学校経営方針

「いじめ問題及び生徒指導課題解決最優先」の姿勢の共通理解・共通実践

家庭・地域との連携
(PTA, 学校評議員会, 校区
公民館, 民生委員, 吉田支所
吉田保健福祉センター等)

【いじめ対策委員会】(毎月実施)

- ・目的……いじめの未然防止と早期発見に努め、適切な指導を行う。また、学校と関係機関が連携を図った取組の工夫・充実に努める。
- ・組織構成…全職員(県費・市費を含む)、関係機関及び外部専門家

関係機関等との連携
(スクールカウンセラー, 近
隣小・中学校, 市教育委員
会, 市保健福祉課等)

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の充実
- 道徳を中心とした「心の教育」の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- 体験活動の充実
- 郷土教育の充実
- ◎ いじめ問題啓発強調(ニコニコ)月間の取組の工夫・充実
 - ・ アンケートの実施
 - ・ いじめ防止に関するポスター及び標語の作成
 - ・ 学校便り及び学級便り等を通した啓発
- ◎ 「心の教育の日」の設定と取組の工夫・充実
 - ・ 全学級での道徳の授業参観
- ◎ 「いじめ防止基本方針」に基づいた啓発(学校HP等を通して)
- 【子供の主体的活動】
- ◎ 児童会活動の充実
 - ・ 総務委員会を中心とした全校レクリエーション(みんなで遊ぶ日, グループエンカウンター等)の実施
 - ・ ボランティア活動
 - ・ JRC活動
 - ・ 縦割り活動による異学年交流活動の充実

【いじめの防止】

いじめは、どの学校・学級にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係づくりを築いたり、自他を思いやる心をはぐくんだりする。

【教職員の取組】

- ・ 子供一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- ・ 分かりやすい授業づくりに努める。
- ・ 自他を大切にする学習活動(学級活動, 学校行事等も含めて)に努める。
- ・ 道徳を中心とした「心の教育」の工夫及び充実に努める。
- ・ 情報モラル教育(インターネット, 携帯電話の利用等)の充実に努める。

【児童生徒の取組】

- ・ いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。(あいさつ運動, ボランティア活動, いじめに関する標語やポスターの作成等)
- ・ 帰りの会や日記等を通して、自己の言動を振り返ったり、友達の善行を賞賛したりする。

【保護者の取組】

- ・ 学級PTA等において、いじめ問題について話題にし、情報交換を行う。
- ・ 家庭教育学級におけるいじめに関する学習会や吉田地域人権問題研修会への参加等を通して、いじめに関する理解と認識を一層深める。
- ・ 父親の子育てへの参加及び協力への啓発を工夫する。(PTA活動への参加呼びかけ等)
- ・ 家庭における「心の教育」の充実に努める取組を工夫する。(月1回の親子読書の実践等)

【いじめの早期発見】

早期発見が早期解決につながるという認識のもと、教職員の情報交換をまめに行ったり、保護者との連携を密に図ったりする。

【教職員の取組】

- ・ 子供一人一人の小さな変化やいじめの早期発見のための日常的・継続的取組を進める。【日常観察(服装, 日記, 休み時間の様子等)】
- ・ 日々の情報交換(2校時終了後), 月1回の情報交換(第2月曜日), 年1回の保護者アンケート及び教育相談, 年2回の子供アンケート等の実施等を通して、いじめの早期発見に努める。
- ・ 学校の相談窓口(教頭, 養護教諭)の設置

【児童・生徒の取組】

- ・ 「みんなで遊ぶ日」や児童集会でのグループエンカウンター等を通して、仲間づくりや好ましい雰囲気づくりを行う。
- ・ 困ったときは、学級担任等に相談したり、日記で伝えたりするなど決して一人で悩まないようにする。

【保護者の取組】

- ・ 日常観察(服装, 持ち物, 友達関係等)に努め、必要に応じて早めに学校に相談する。

【いじめに対する措置】

決して問題を軽視せず、可能な限りの早期解決を目指して、校長の指揮のもと即座にいじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。

【教職員の取組】

- ・ 市教育委員会への情報提供及び対策の確認
- ・ 速やかに関係児童に対して個別に聞き取りや指導を行ったり、被害児童の心のケアに努めたりする。(必ず複数の教職員で対応する。)
- ・ いじめ解決に向けて保護者との連携を図りながら、全校体制で対応する。
- ・ 必要に応じて関係機関との連携を図る。

【児童生徒の取組】

- ・ 学級活動等で、いじめ被害者の立場に配慮した話し合い(具体的な手立て等)を行い、日頃の実践につなぐ。

【保護者の取組】

- ・ 子供の話を十分聞いたり、学校と連携を図ったりしながら、協力して解決にあたる。

【生徒指導体制の確立】

- 職員会議
 - ・ 「いじめ防止基本方針」に基づいた全職員による生徒指導情報交換
 - ・ 「いじめ防止基本方針」に基づいた生徒指導体制の定期的な見直し(学校評価等を通して)
- 職員研修
 - ・ 生徒指導に関する研修(講師招聘等を通して)
 - ・ 人権同和教育に関する研修
 - ・ 心の教育に関する研修(道徳の授業の充実等)
 - ・ グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングに関する研修
 - ・ 各種研修会(研究公開含む)への積極的参加
 - ・ いじめ対策連携等の各種研修資料の活用
- 【相談体制の確立】
- 相談窓口の設定及び周知
- 教育相談旬間の活用
- 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- スクールカウンセラー及びスクールスキルワーカーとの連携
- 関係機関(市教育委員会青少年課, 民生委員等)との連携

いじめが発覚した場合の組織的対応(流れ)

日常の観察(子どもの小さな変化, つぶやき, 日記等), アンケート, 教育相談, 他の子供や保護者からの情報等

情報を得た教職員

校長, 教頭, 担任, 生徒指導担当
【正確な情報収集】

- 該当児童の隔離
- 個別の情報聴取(複数教師による聞き取り)
- 情報の整合性の確認

いじめ対策委員会
(※臨時職員会議)

《鹿児島市教育委員会》
・青少年課(Tel227-1971)

報告及び共通理解



【校長指導】
指導方針及び役割分担の決定

《外部関係》
・PTA会長
・学校評議員
・民生委員 等

加害児童及び保護者
への対応

被害児童及び保護者
への対応

傍観者等
への対応

対応後の経過確認
(該当担任, 生徒指導担当, 他職員)

解消確認

- 市教育委員会への報告
- 該当保護者への報告・確認

経過観察及び継続指導

- 定期的な該当保護者との連携
- 定期的な市教育委員会等への報告

再発・未然防止に向けた生徒指導体制の
見直し及び改善等の共通理解と共通実践

重大事態発生時

- 市教育委員会青少年課への報告(校長)
- 警察署への連絡と連携(教頭)
- マスコミへの対応(窓口: 教頭)
- 保護者への説明(校長, 教頭, 生徒指導担当, 関係職員等)

いじめ防止年間計画

	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳 ・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修 職員会議
4	○年間及び一学期の活動計画の検討	○いじめアンケート①	○いじめ問題を考える週間の取組(道徳の授業)	○1年生をむかえる会	○各教科における指導計画の確認	○家庭訪問	○学校基本方針の確認 ○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
5	○実態に基づいた対応策の検討	○学校たのしーと①					○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
6			○いじめ問題啓発強調(ニコニコ)月間	○みんなで遊ぶ日 ○ポスター・標語の作成			○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
7	○1学期学校評価	○いじめアンケート②			○保護者への啓発・アンケート実施・家庭のルール作り		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
8	○第1回学校評議員会						○事例研修【講師招聘】 ○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
9	○実態に基づいた対応策の検討	○いじめアンケート③	○いじめ問題を考える週間の取組【全学級における「道徳の授業」参観】	○みんなで遊ぶ日	○携帯・ネット利用実態調査 ○家庭における情報モラル		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
10						○明るく楽しい学校作り週間 ○教育相談旬間	○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
11	○第2回学校評議員会	○学校たのしーと②					○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
12	○2学期学校評価	○いじめアンケート④	○人権教室		○保護者への啓発(学級PTA等)		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
1	○実態に基づいた対応策の検討 ○第3回学校評議員会						○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
2		○いじめアンケート⑤				○教育相談週間	○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
3	○次年度活動計画案作成			○6年生を送る会	○保護者への啓発(学級PTA等)		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)

3 いじめ防止のための取組

名 称	いじめ問題を考える週間
期 日	令和2年4月6日(月)～10日(金), 9月1日(火)～4日(金)
ねらい	○ 子供一人一人が, いじめのない楽しい学校生活を過ごすことができように, いじめ防止への知識と理解を深め, 実践への意欲を喚起できるようにする。
内 容	<p>1 いじめ・ネットいじめに関する内容の授業実践 (道徳・学活等)</p> <p>2 朝の会・帰りの会等を通した継続的指導</p> <p>(1) 言うてはいけないこと, してはいけないことに対する全職員での共通指導</p> <p>▲ 相手がいやがる言葉 (例: ばか, あほ, うざい, きもい, やばい, ぶつつぶす, 無理, びみょう, 知らない, 体型や名前を軽視した言葉等)</p> <p>▲ 相手がいやがる行動 (例: 無視, さける, 仲間外し, こそこそ話やひそひそ話, ひやかし, からかい, 持ち物隠し, 落書き (悪口), 手紙を回す (無視, 仲間外しをしよう), たたく, ける, つまむ, 押す, ひっぱる等)</p> <p>(2) 帰りの会等でのお互いのよさや善行等を認め合う場の設定 (例: いいところ見つけたよ)</p> <p>(3) 仲間づくりに関する歌の斉唱等 (「ビリーブ」「友だちになるために」「子どもの世界」など学年が学級の実態に応じた歌の選曲)</p> <p>3 子供の主体的活動<児童会活動></p> <p>(1) 「あいさつ運動」の推進: 9月1日(火)～4日(金), 7時35分～7時50分</p> <p>(2) 「みんなで遊ぶ日」の実施: 4月(1年生をむかえる会), 6月, 9月, 3月(6年生を送る会)</p>

名 称	心の教育の日
期 日	令和2年9月3日(木)
ねらい	○ 学校, 家庭, 地域の三者連携を通して「心の教育」や「道徳教育」について考える日とする。
内 容	<p>1 道徳教育と関連させ, 「心の教育」について考えるきっかけとする。</p> <p>2 全学級, 授業参観は道徳の授業を行う。</p> <p>(1) 授業の略案を保護者にも配布し, 道徳の授業について理解を深めてもらう。</p> <p>(2) 学級PTAで「心の教育」について話題にし, 共に考える機会とする。</p>

名 称	いじめ防止啓発強調月間 (ニコニコ月間)
期 日	令和2年5月26日(火)～6月25日(木)
ねらい	<p>○ 子供一人一人が, 自らいじめ防止についての関心や意識を深めるとともに, 児童会活動等を通して, いじめ防止について主体的に取り組む。</p> <p>○ いじめ防止をテーマとするポスターと標語を募集し, 子供の「いじめ防止」に対する理解と認識を深め, あわせて地域・社会への啓発を図る。</p>
内 容	<p>1 いじめ問題についての教職員の指導体制作り</p> <p>(1) いじめに関する職員研修の実施 (今月の生活指導), いじめに関する諸資料の活用等</p> <p>2 いじめ等の実態把握</p> <p>(1) アンケート及び教育相談等の実施 (いじめ防止アンケート4・7・9・12・2月, 学校たのしーと5・11月)</p> <p>3 子供に対する啓発</p> <p>(1) いじめ防止に向けた自主的活動の推進 [6月の歌「友だちになるために」, みんなで遊ぶ日の実施 (児童会), 「ニコニコの木」の実施 (善行紹介)]</p> <p>(2) いじめ防止ポスター及び標語作成の取組</p> <p>(3) いじめ防止を意識した授業の実施</p> <p>4 保護者に対する啓発</p> <p>(1) 学校便りや学級便り, いじめに関するポスター配布等を通した啓発</p> <p>5 地域と連携した取組</p> <p>(1) 学校便り等を通した地域への広報・啓発</p> <p>(2) 校区コミュニティー協議会との連携</p>